

大田区私道排水設備助成のご案内

大田区では、安全で快適な生活環境を整備するため、私道排水設備助成事業を行っています。
これは、皆様が私道の排水設備（下水道）を整備するにあたり、**工事費の一部を助成**するものです。
沿道の皆様で十分話し合ったうえ、申請書を提出してください。

<手続きする前にご確認ください！>

建築基準法上に規定する私道であるか以下の方法によりお調べください。

※**お電話ではお答えできません。**

- ✓ 区公式ホームページ内サイトまちマップおおた（指定道路情報）
- ✓ まちづくり情報閲覧コーナー（本庁舎7階）
- ✓ 建築調整課窓口（本庁舎7階）



▲まちマップおおた

- ※ **建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路**である場合は、**位置指定申請図のとおり現地を復元**する必要があります。
- ※ 位置指定申請図は、まちづくり情報閲覧コーナーで取得できます。

<助成対象となる私道の条件>

1. **私道が建築基準法第42条に規定する道路**であること。
 2. 私道に玄関、又は主要な出入口が接する家が**2軒以上**あり、道路として建設されてから**3年以上**使用されていること。
 3. 申請者代表は**私道の所有者、又は沿道に居住している方**（アパートの住民は除く）であること。
 4. 私道の所有者、権利を有する方や整備範囲に接道する居住者の同意が得られること。
 5. 埋設物（下水道管・水道管・ガス管等）に破損がなく、良好であること。
 6. 再助成の場合は、前回の助成から**10年**が経過し、私道**全体の路面が著しく破損**していること。
 7. 位置指定道路（建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路）である私道は、**位置指定申請図のとおり現地を復元できる**こと。
- ※ 上記の各要件を満たしていても、直ちに助成対象とならないこともありますので、施工業者から見積もりを取った段階で、事前にご相談ください。

<手続きの流れ>

私道であることを確認したら、**東京都指定排水設備工事事業者に登録されている施工業者に見積もりを依頼**してください。

※ 原則、**1路線全体を整備する工事が助成対象**となります。
金額や工事内容については、区にも施工業者を経由して事前にお知らせください。



申請者代表、施工業者および区で着工前の立会いを行います。



申請の可否について、区から申請者代表に連絡いたします。
申請が可能な場合は、**申請者全員（私道の所有者、権利を有する方や整備範囲に接道する居住者）が協力して申請書類一式を作成**し、施工業者を通じて区に提出してください。



工事完了後、申請者代表、施工業者および区でしゅん工検査を行います。



施工業者を経由して、交付額確定通知書を申請者代表にお渡しします。



受領してから、14日以内に施工業者を経由して、請求書を区に提出してください。

申請書類については、区公式ホームページよりご確認ください。

リンク先：区公式HP「私道に下水道を引くときは（私道排水設備助成）」



▲詳細はコチラ

<注意事項>

1. 排水設備の**部分的な新設や改修工事は助成対象になりません。**
2. 私道範囲外の工事は助成対象になりません。
3. 施工業者は、**東京都指定排水設備工事事業者**にある施工業者でなければなりません。施工業者を選ぶ際は、アフターサービス等についても、十分に話し合って慎重に選んでください。

<助成金の交付額>

助成金の交付額は、大田区が定めた**標準工種に基づいた工事費（消費税含む）**です。

ただし、排水設備の工事に要した費用が大田区の定めた助成金の額に満たない時は、当該費用の額とします。助成対象外の工事費は、地元の皆様から直接施工業者にお支払いください。

- ※ 助成対象となった私道については、申請前に私道内の水道管やガス管等の埋設物調査が必要です。この調査費用も助成の対象になります。
- ※ その他、施工に支障となる物（水道管・ガス管等）の移設工事費も助成の対象になります。
- ※ 調査費用や移設工事費の助成金額は助成率（9割）を乗じた金額になります。

<よくある質問>

Q 1 工事費の見積もりは出してもらえますか？

A 1 大田区が見積もりを出すことはできません。この助成は、皆様と施工業者との排水設備の契約に対し、区から助成金を交付するものです。したがって、工事費の見積もりについては、東京都指定排水設備工事事業者に登録されている施工業者を選び、皆様から直接依頼してください。
なお、標準工事費の単価は、HPに掲載してあります。

Q 2 工事期間はどのくらいかかりますか？

A 2 区へ申請してから着工までは約1か月とお考え下さい。工事期間については、施工業者によくお聞きください。

Q 3 助成を受けた私道は、区へ寄付することになるのでしょうか？

A 3 区に寄付することにはなりませんので、いままでと同様に維持管理は、所有者及び沿道の皆様で行っていただきます。

Q 4 この工事の後に舗装工事もしてもらえますか？

A 4 別途、私道整備助成制度を利用いただければ、舗装工事も助成の対象となる可能性があります。詳しくは、「私道整備助成のご案内」をご覧ください。
私道整備助成も利用されるのであれば、施工業者は**大田区私道整備助成工事選定業者名簿にあり、東京都指定排水設備工事事業者にも登録されている施工業者**とされることをお勧めします。

令和7・8年度 大田区私道整備助成工事選定業者名簿（参考）

| 番号 | 業者名 | 郵便番号 | 住所 | 電話 | 東京都指定排水設備工事事業者 |
|----|-----------|----------|----------------|-----------|----------------|
| 1 | (有)大東建設 | 143-0012 | 大森東 4-30-4 | 3761-8916 | |
| 2 | (株)興陽開発 | 143-0016 | 大森北 3-13-5 | 3768-6466 | |
| 3 | 協和建設工業(株) | 143-0023 | 山王 4-17-2 | 3771-3188 | |
| 4 | 友大建設(株) | 143-0024 | 中央 8-2-20 | 3754-1414 | |
| 5 | 南武建設(株) | 143-0024 | 中央 8-2-20 | 5747-0877 | |
| 6 | (株)伊藤組 | 143-0025 | 南馬込 2-13-3 | 3772-9321 | |
| 7 | 木武建設(株) | 143-0025 | 南馬込 6-30-14 | 3755-8311 | |
| 8 | 松下土建(株) | 143-0027 | 中馬込 3-16-11 | 3775-5005 | |
| 9 | (株)木村工業 | 143-0027 | 中馬込 3-8-3 | 3778-9211 | |
| 10 | (株)新和 | 143-0027 | 中馬込 3-8-3 | 5709-2939 | |
| 11 | (株)北林組 | 144-0051 | 西蒲田 6-17-10 | 3734-4313 | |
| 12 | 近藤テクア(株) | 144-0051 | 西蒲田 1-1-20 | 3754-8212 | ○ |
| 13 | (株)吉田組 | 144-0052 | 蒲田 5-26-8 | 3735-7721 | |
| 14 | 栄伸道路(株) | 145-0062 | 北千束 2-11-3-403 | 3727-5247 | |
| 15 | (株)佐々木組 | 145-0064 | 上池台 2-20-2 | 3729-2893 | ○ |
| 16 | 佐々木総業(株) | 145-0064 | 上池台 2-20-2 | 3727-9509 | |
| 17 | (株)新家工業 | 146-0082 | 池上 6-17-4 | 3754-3890 | ○ |
| 18 | 池上建設(株) | 146-0082 | 池上 4-15-5 | 3754-3561 | |
| 19 | 鹿実建設(株) | 146-0091 | 鵜の木 2-33-8 | 3750-2625 | |
| 20 | (株)市石工務店 | 146-0095 | 多摩川 2-27-23 | 3759-7086 | |

※施工業者は、東京都指定排水設備工事事業者にある施工業者でなければなりません。

※私道整備助成も利用されるのであれば、施工業者は大田区私道整備助成工事選定業者名簿にあり、東京都指定排水設備工事事業者にもある施工業者とされることをお勧めします。

大田区役所 まちづくり推進部建築調整課 地域道路整備担当

〒144-8621 大田区蒲田5丁目13番14号 本庁舎7階

電話 03(5744)1308